

監査委員公表第627号

平成30年3月30日付け監査第936号で提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年8月7日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	元	吉	俊	博
大分県監査委員	馬	場		林

注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(教育庁及び教育機関)		
大分県立宇佐高等学校	平成29年5月22日	<p>注意事項</p> <p>資金前渡による報償費及び旅費の支出について、精算事務が長期にわたり行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>財務会計システムの資金前渡精算により、平成29年5月24日に精算完了した。</p> <p>今後は、事務室においても必ず複数の職員で確認し、精算漏れのない対応に改めた。</p>